

有機米の生産拡大推進事業公募要領

1 事業概要

有機米の生産拡大の課題となっている雑草防除に効果的な紙マルチ栽培の普及を図るため、県内農機具メーカーと連携し、需要に応じた生産拡大に取り組む農業者に対し、紙マルチ栽培に必要な資材の導入と技術確立を支援します。

＊詳細は「有機米の生産拡大推進事業実施要領」をご確認ください（PDF）

2 事業対象等

（１）対象品目・期間

対象品目：水稻

支援期間：令和８年度から最長２年間

（２）対象者

有機米栽培に意欲のある島根県内の農業者、農業法人

（個人または最大３経営体の共同申請）

（３）応募要件

- ① 有機ＪＡＳ認証の取得者または取得見込者であること
- ② 紙マルチ栽培により、有機米栽培の面積を拡大すること
（令和８年度の栽培開始年度から３年以内に取組面積を１.０ha以上拡大すること）
- ③ 原則、令和７年１１月の紙マルチ田植機実演会及び令和８年３月の栽培技術研修会に参加すること
- ④ 県内農機具メーカーの技術指導を受け、実践すること
- ⑤ 地域での実証展示ほを設置し、地域内での新規栽培者の誘導に協力すること

（４）支援内容

①県が支援する内容

ア）紙マルチ栽培の実証に必要な資材代（紙マルチ費用）

（１申請当たり最大６０万円／年、最長２年間）

イ）紙マルチ栽培の理解を深めるための実演・研修会の実施

② 県内農機具メーカーが支援する内容

ア）紙マルチ田植機の貸出料、運搬費、実装に必要なノウハウ提供

（５）取組スケジュール

１０月 事業実施者の公募、審査、決定

１１月 紙マルチ田植機の実演会（紙マルチ資材等の説明）

２月 紙マルチ納品

３月 紙マルチ栽培に関する技術研修会

3 申請方法

（１）申請書類

実施要領第５に定める事業実施申請書（様式第１号）に事業実施計画書（様式第２号）、配分ポイントチェック表（様式第３号）を付して、本公募要領に定める期日までに提出してください。

（２）提出方法

応募書類の提出は、以下のいずれかの方法により提出してください。

①電子メール

・メールの件名

「有機米の生産拡大推進事業公募書類提出」

・送付先

sanchishien@pref.shimane.lg.jp

- ・メール受信の照会

メール送信後、3 開庁日を過ぎても受領を確認した旨のメール返信がない場合は、電話で照会してください。(TEL：0 8 5 2-2 2-6 4 7 7)

②郵送等

- ・送付方法

簡易書留等の送達記録の残る方法で送付してください。

- ・送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県産地支援課有機係 有機米の生産拡大推進事業担当（宛）

TEL：0 8 5 2-2 2-6 4 7 7

※ 郵送中等の事故については、県は責任を負いません。

③持参

- ・ 県担当者と来庁日をあらかじめ調整していただき、持参してください。

(3) 応募期間

令和 7 年 10 月 10 日（金）から 10 月 24 日（金）まで

※応募書類は、応募期間最終日の 1 7：0 0 までに必ず到着するように提出してください。

4 審査方法等

- ・ 提出のあった事業実施計画書（様式第 2 号）により、本公募要領で規定している応募要件の適否について審査を行い、事業実施者を決定します。
- ・ また、応募された面積に必要な資材代の合計が予算額を超過する場合は、配分ポイントチェック表（様式第 3 号）に基づき、ポイント順で事業実施者の選定を行います。

5 結果通知

- ・ 審査結果については、10 月 27 日（月）以降に、結果通知書を郵送します。

6 実績報告等

- ・ 栽培開始年度（令和 8 年度）から起算して 3 年間は、毎会計年度末までに取組成果を実施要領第 9 に基づき報告（様式第 5 号、様式第 2 号）する必要があります。

7 その他

(1) 遵守事項

- ・ 事業導入の決定を受けた後、事業内容を変更しようとする場合又は事業を中止する場合は、実施要領第 7 に基づき提出（様式第 4 号、様式第 2 号）する必要があります。
- ・ 事業に係る証拠書類等を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して 3 年間保存しなければなりません。
- ・ 本公募要領 2 の（3）の要件を遵守するとともに、本事業に関係する調査に協力する必要があります。

(2) 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県産地支援課有機係（TEL：0 8 5 2-2 2-6 4 7 7）